

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会（第87回）

令和6年10月29日

参考資料 4

特定業種退職金共済制度の財政検証（参考資料）

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

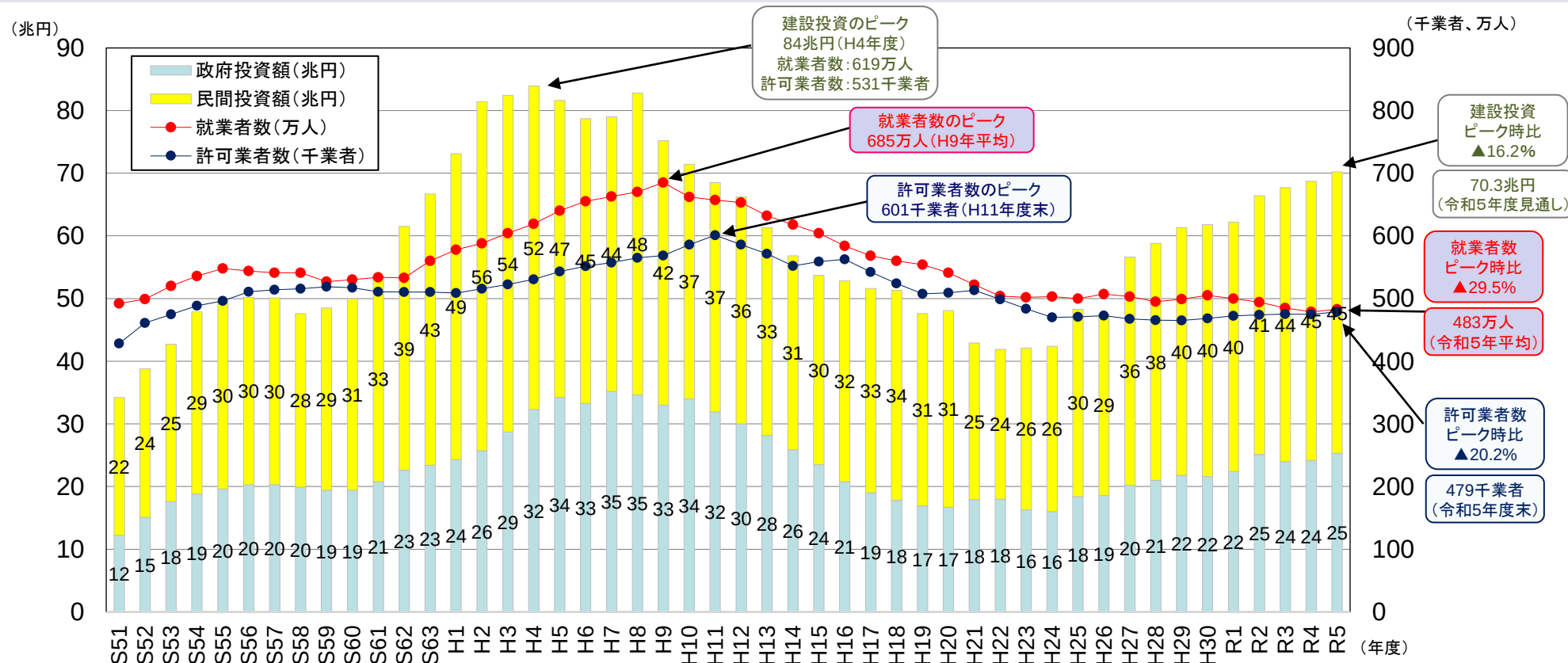
目次

・ 特定業種の現状に関するデータ	2
・ 特定業種退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移	9
・ 特定業種退職金共済制度における財政状況等の推移	13
・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 基本ポートフォリオ一覧	21
・ モンテカルロ・シミュレーションについて	22
・ 前回財政検証におけるとりまとめ文書	23
・ 累積欠損金解消計画（林退共）	26
・ 参照条文	33

特定業種の現状に関するデータ

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

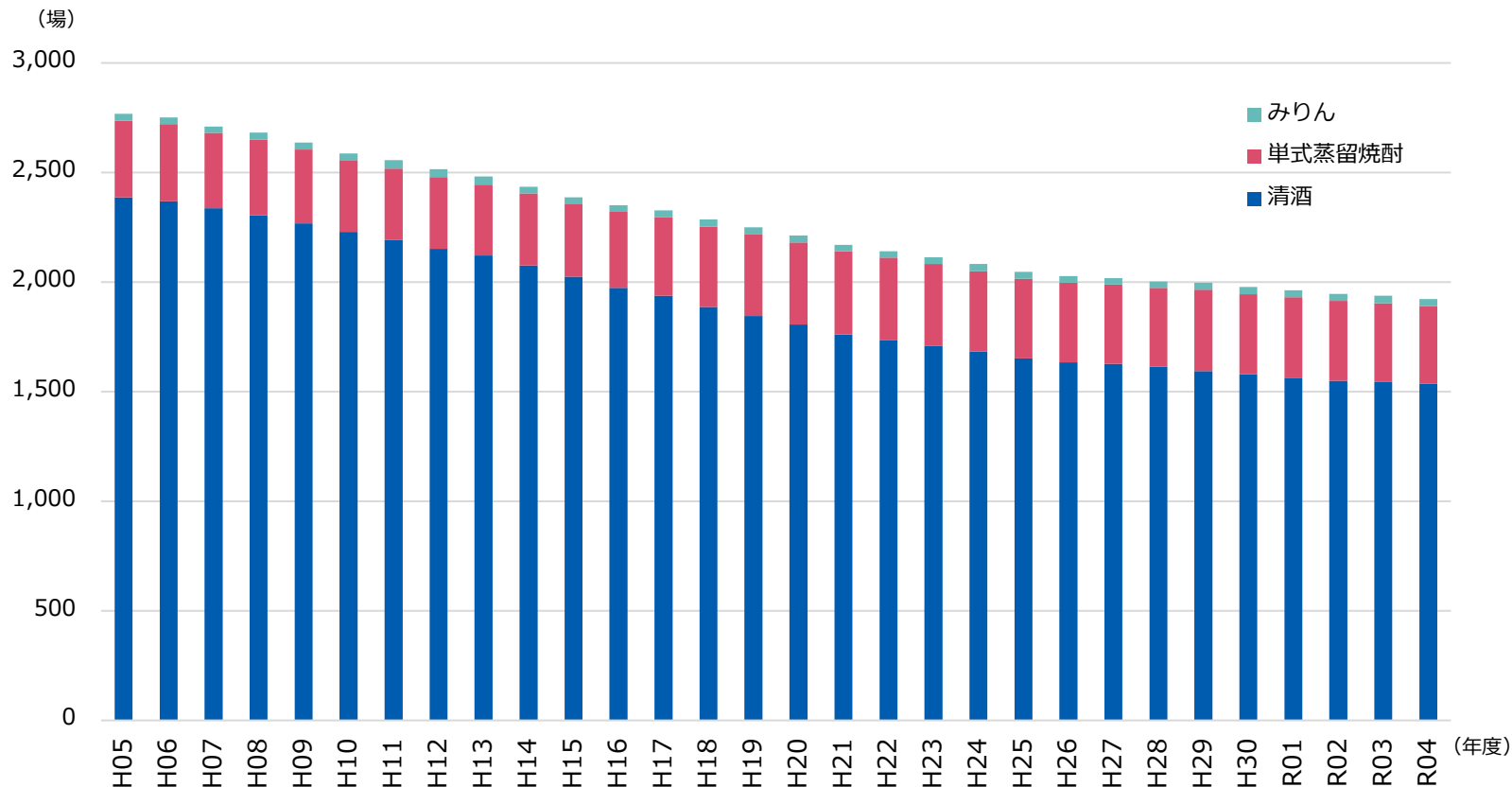
※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

酒類等製造免許場数の推移

- 酒類等製造免許場数は、中長期的にみると減少傾向となっている。



出典：国税庁「酒のしおり」

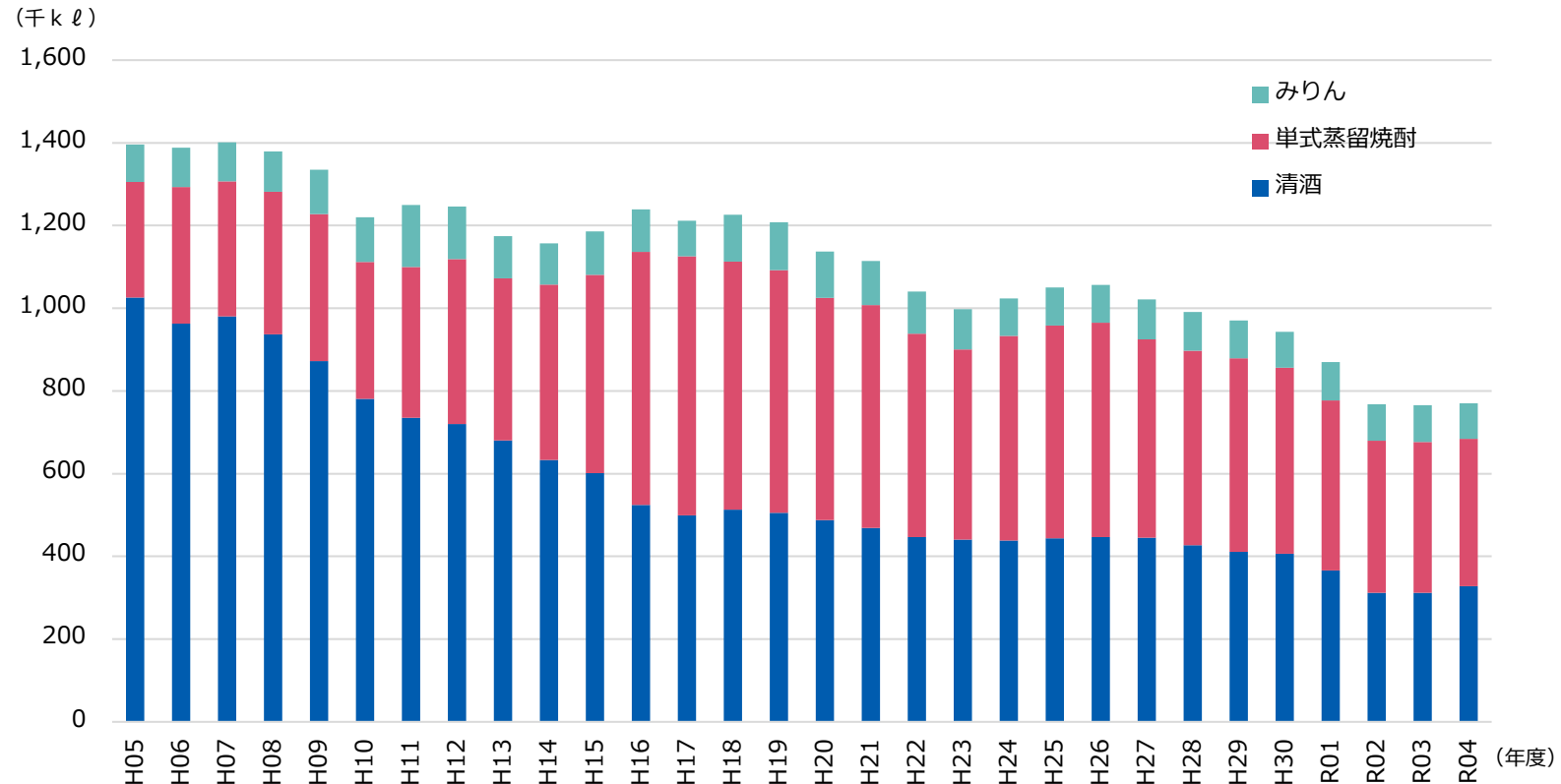
注1 主たる酒類が清酒製造業退職金共済制度の加入対象となりうる品目である製造免許場数を計上している。

注2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

注3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

酒類製成数量の推移

- 酒類製成数量は、中長期的にみると減少傾向となっているが、近年は概ね横ばいとなっている。



出典: 国税庁「酒のしおり」

注1 清酒製造業退職金共済制度の加入対象となりうる品目に係る製成数量を計上している。

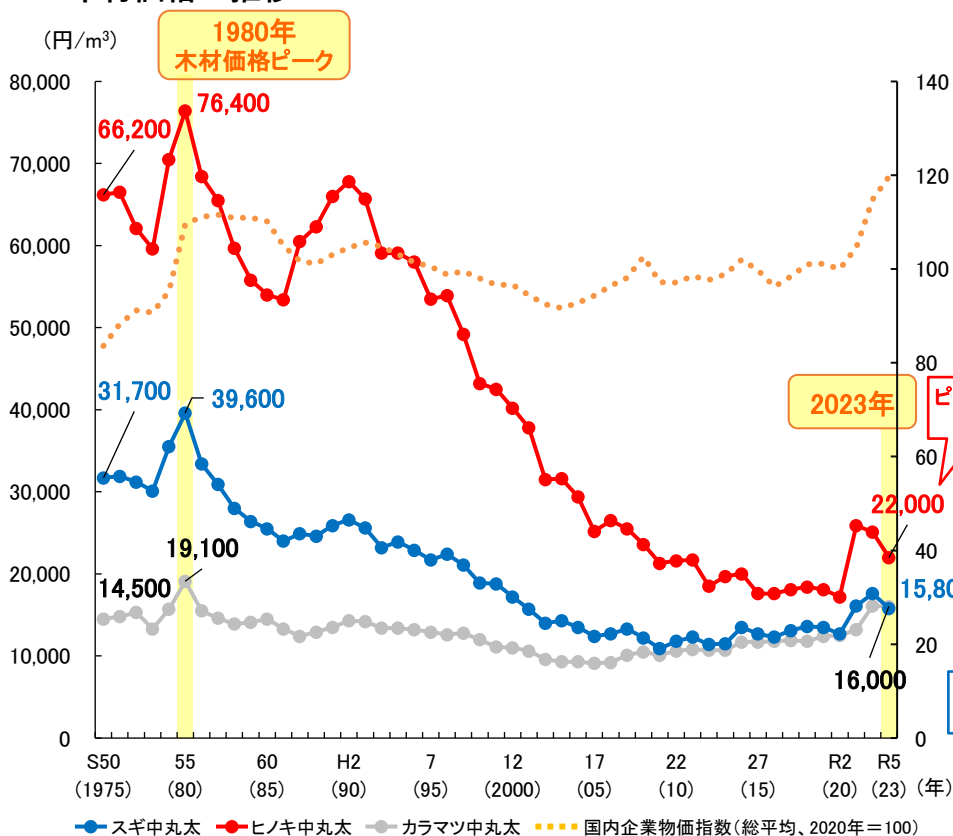
注2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

注3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。

林業生産の動向

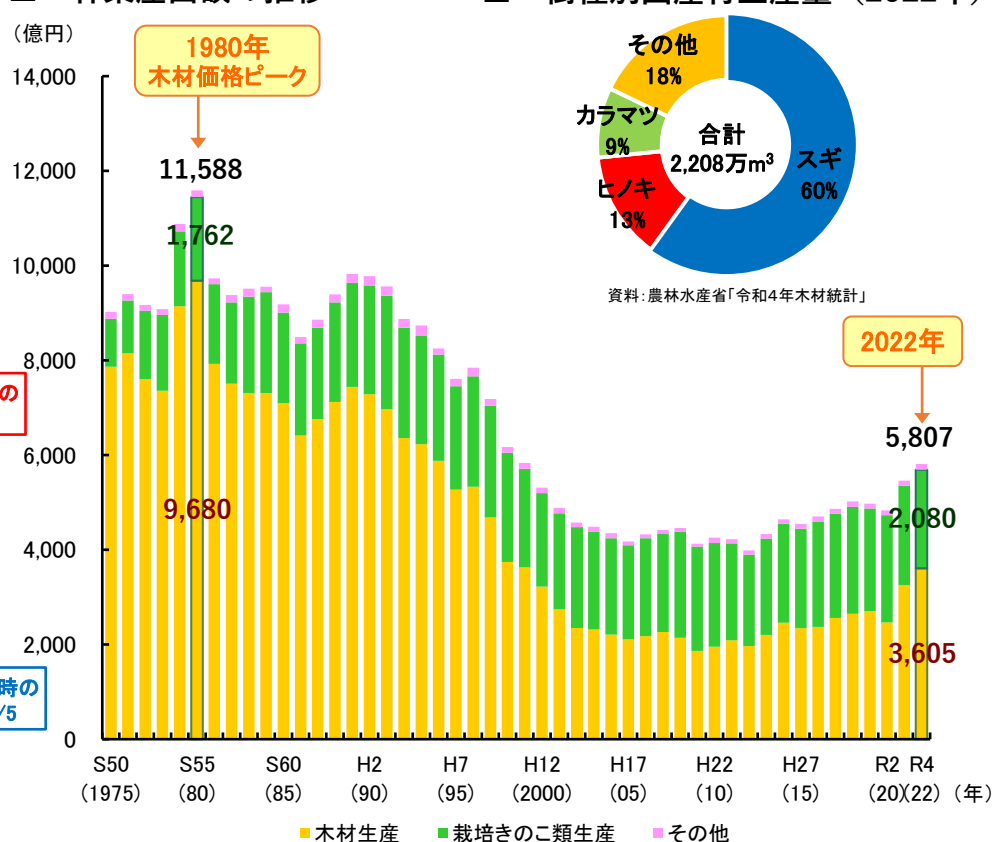
- 木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落。近年はほぼ横ばいで推移してきたが、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇により輸入木材の価格が高まり、代替需要により国産材の価格も上昇（いわゆる「ウッドショック」）。2023年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の2020年の価格よりは高値の状況。
- 林業産出額については、近年増加傾向で推移。2022年は、前年に生じた木材価格の上昇の影響が続いたこと、建築用材や燃料材の生産量が増加したこと等により、前年と比べ6.4%増加し、5,807億円。

■ 木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」
 注1：素材価格は、それぞれの樹種の中丸太（径14～22cm（カラマツは14～28cm）、長さ3.65～4.00m）の1㎡当たりの価格。
 注2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。
 注3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

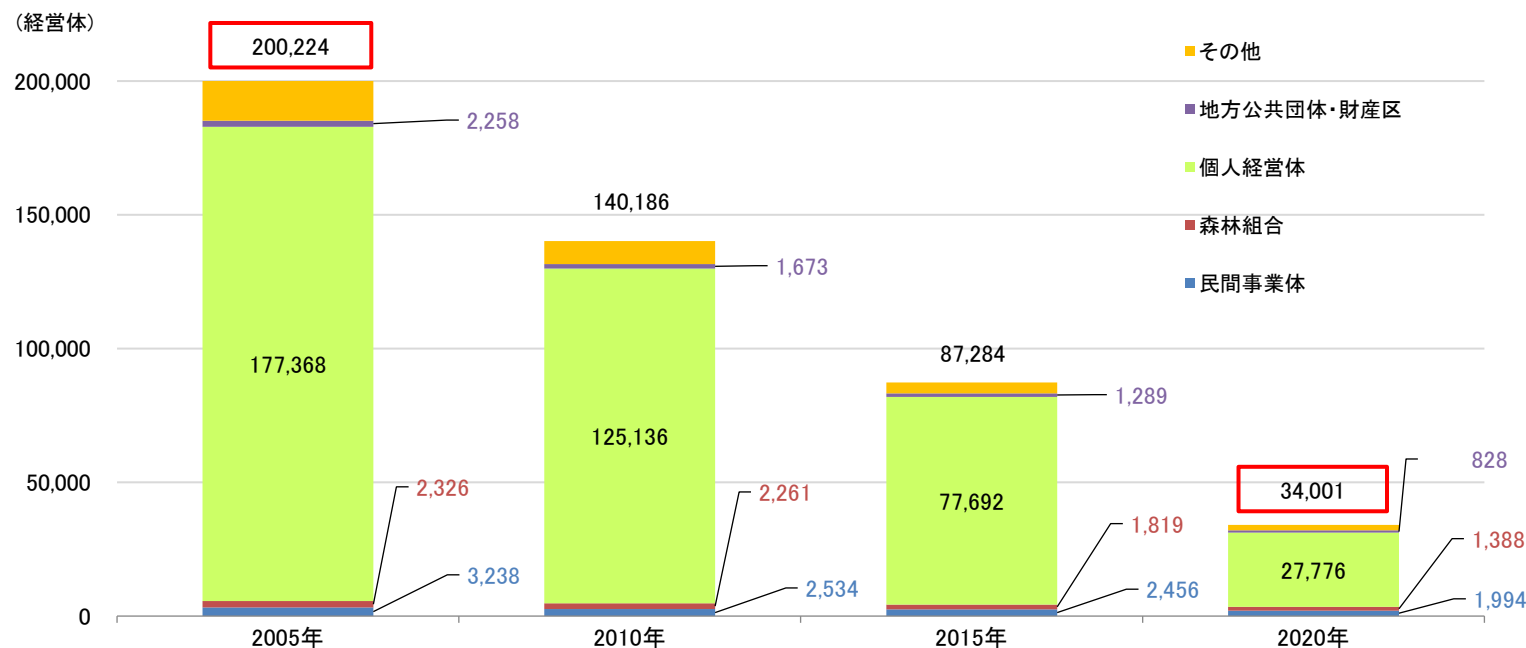
■ 林業産出額の推移



資料：令和4年農林水産省「林業産出額」
 注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。
 注2：木材生産は、平成23年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

林業経営体数の推移

- 2020年の林業経営体数は約3.4万経営体で、2005年の約20万経営体から大幅に減少している。



資料：農林水産省「農林業センサス」

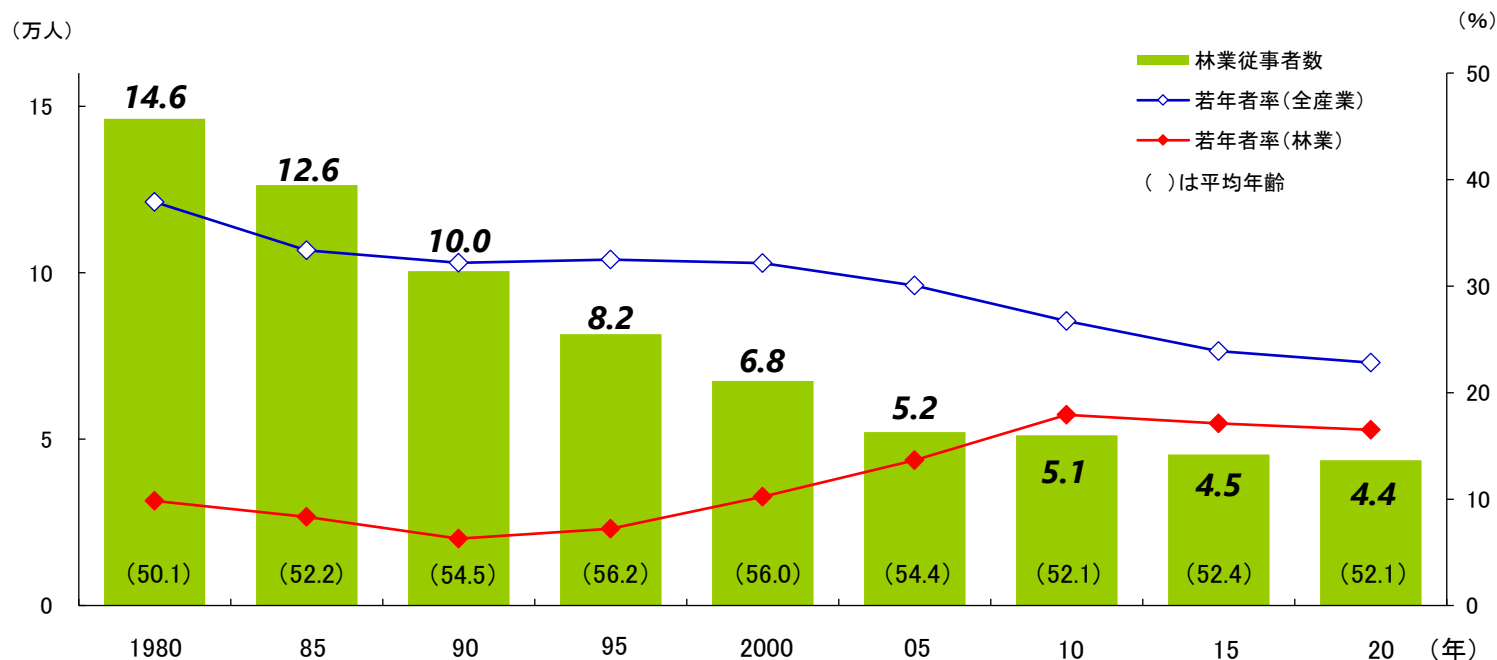
注1：林業経営体とは、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。

注2：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

林業従事者数等の推移

- 林業従事者は長期的には減少傾向にあるが、2015年から2020年にかけては横ばいに転じ、4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、林業ではおおむね上昇傾向。

■ 林業従事者数、若年者率等の推移



資料:総務省「国勢調査」

注1:若年者率とは、総数に占める35歳未満の割合。

注2:林業従事者の平均年齢については、1995年以前は林野庁試算による。

新規加入者数・脱退者数の推移

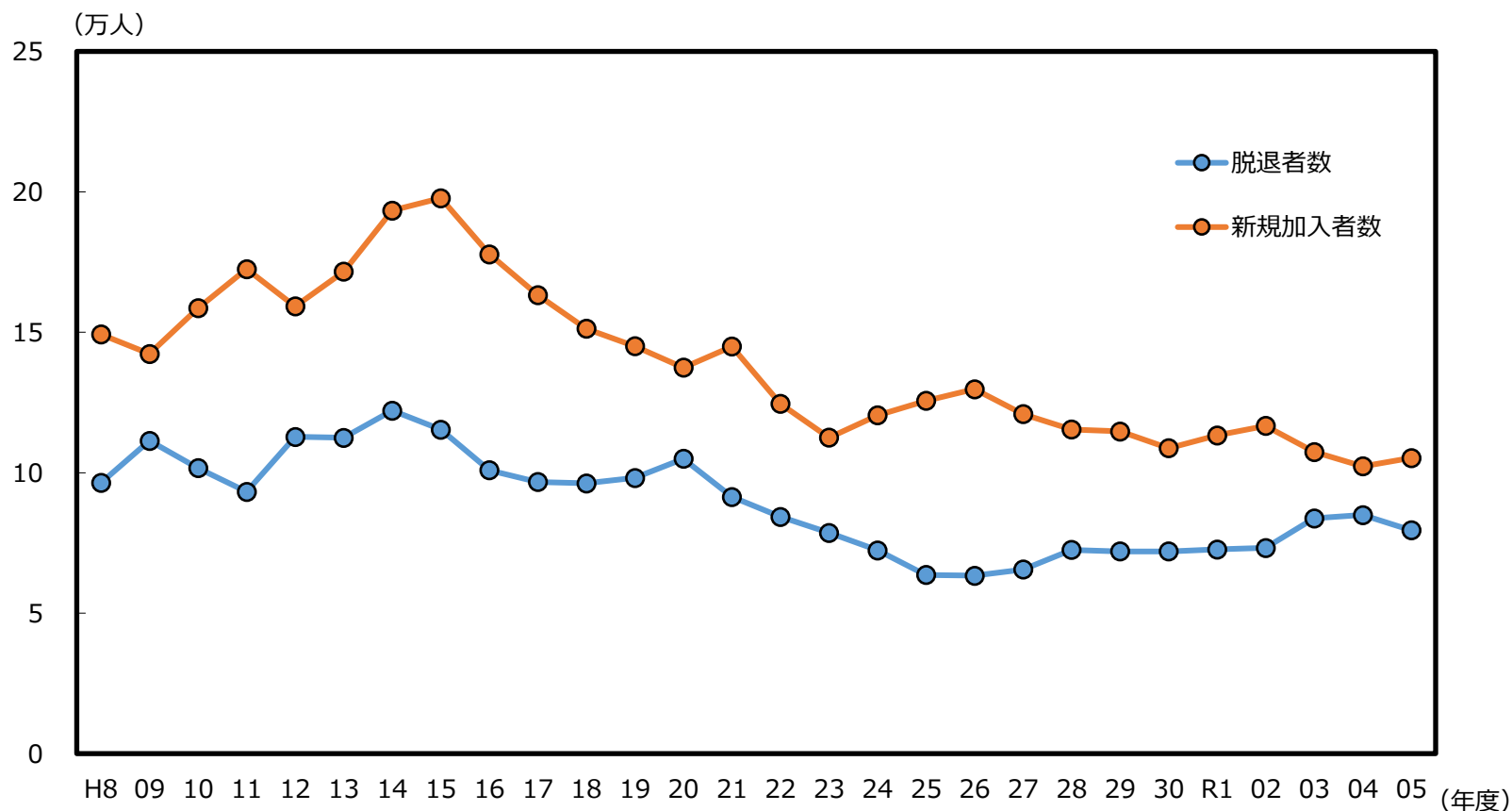
建設業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移

- 平成8年度以降の推移をみると、一貫して新規加入者数が脱退者数を上回るように推移している。

※第5期中期計画期間中の単年度目標新規加入者数は以下のとおり。

令和6年度：97,000人、令和7年度：95,000人、令和8年度：93,000人、令和9年度：92,000人

建設業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移



(備考) ここでの脱退者数は脱退推定者を除外した数。

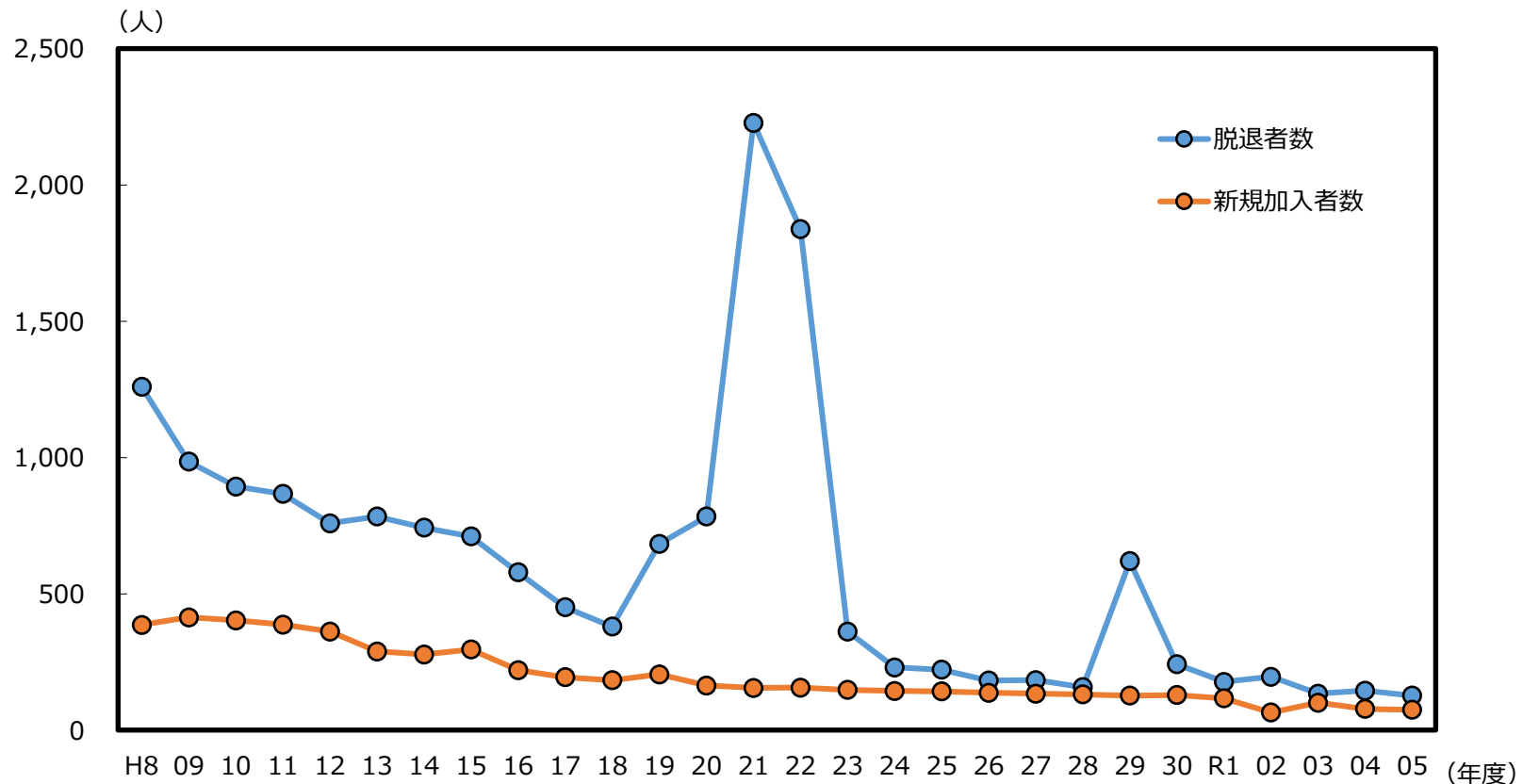
清酒製造業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移

- 平成8年度以降の推移をみると、一貫して脱退者数が新規加入者数を上回っているが、近年その差は縮小している。

※第5期中期計画期間中の単年度目標新規加入者数は以下のとおり。

令和6年度：60人、令和7年度：50人、令和8年度：50人、令和9年度：40人

清酒製造業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移



(備考) ここでの脱退者数は脱退推定者を除外した数。

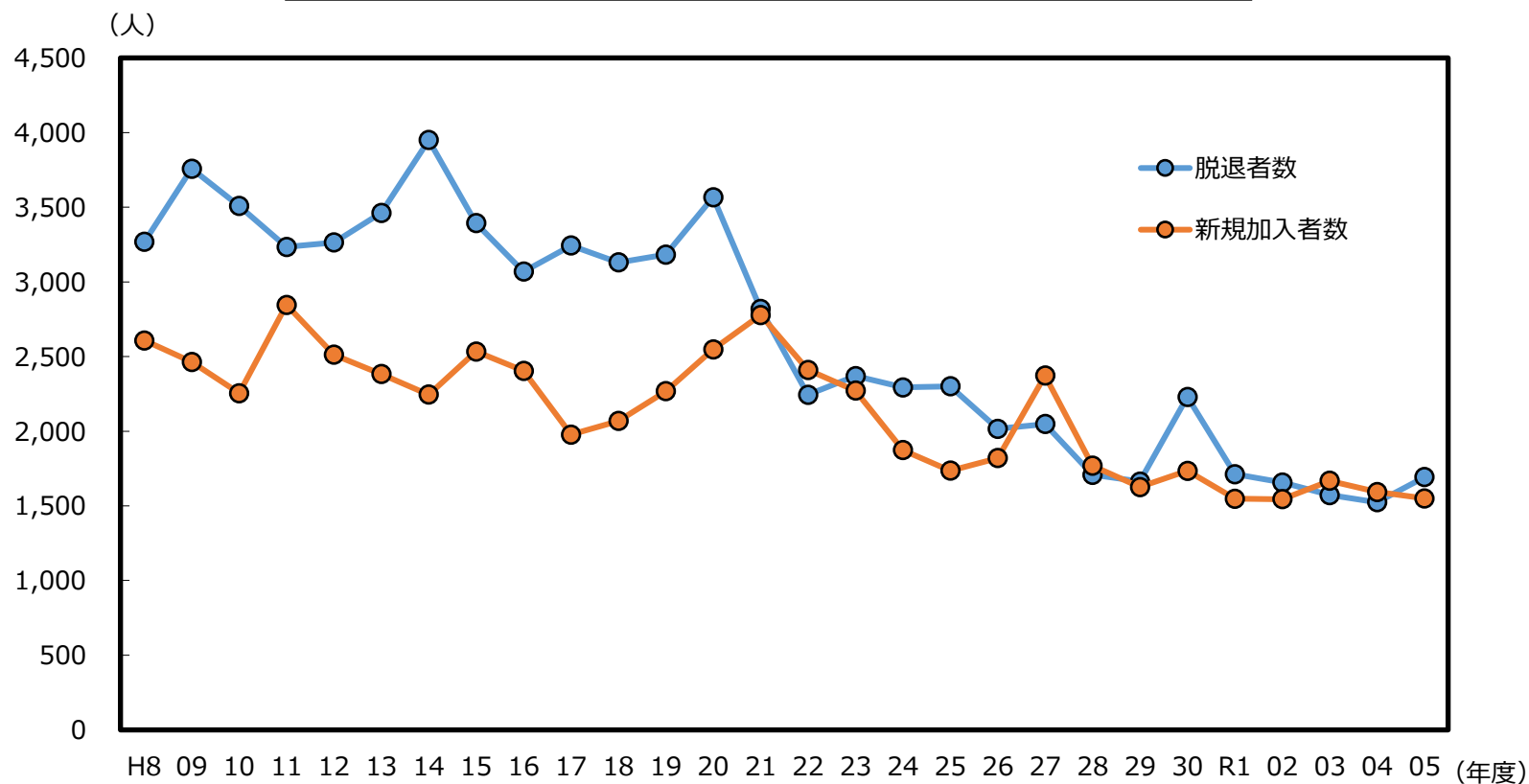
林業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移

- 平成8年度以降の推移をみると、平成20年度までは脱退者数が新規加入者数を上回っていた。
- 平成21年度以降、脱退者数は減少傾向に転じ、足下をみてみると、新規加入者数と脱退者数は概ね均衡している。

※第5期中期計画期間中の単年度目標新規加入者数は以下のとおり。

令和6年度：1,500人、令和7年度：1,400人、令和8年度：1,300人、令和9年度：1,200人

林業退職金共済制度における新規加入者数・脱退者数の推移



(備考) ここでの脱退者数は脱退推定者を除外した数。

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
昭和39年度	<u>6.00% (10月～)</u>	5.48%	0億円	0億円	<u>20円 (10月～)</u>
昭和40年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和41年度	6.00%	6.98%	0億円	0億円	20円
昭和42年度	6.00%	6.96%	0億円	0億円	20円
昭和43年度	6.00%	6.95%	0億円	0億円	20円
昭和44年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和45年度	6.00%	7.04%	1億円	1億円	<u>60円 (5月～)</u>
昭和46年度	6.00%	7.12%	3億円	4億円	60円
昭和47年度	6.00%	7.04%	3億円	7億円	60円
昭和48年度	6.00%	6.98%	6億円	13億円	60円
昭和49年度	6.00%	7.34%	6億円	19億円	60円
昭和50年度	<u>6.25% (12月～)</u>	7.58%	8億円	27億円	<u>120円 (10月～)</u>
昭和51年度	6.25%	7.82%	11億円	38億円	120円
昭和52年度	6.25%	7.69%	17億円	55億円	120円
昭和53年度	6.25%	7.33%	22億円	77億円	120円
昭和54年度	6.25%	7.10%	35億円	112億円	120円
昭和55年度	6.25%	7.33%	△ 46億円	66億円	<u>180円 (12月～)</u>
昭和56年度	6.25%	7.39%	26億円	92億円	180円
昭和57年度	6.25%	7.38%	28億円	120億円	180円
昭和58年度	6.25%	7.42%	30億円	150億円	180円
昭和59年度	6.25%	7.44%	39億円	190億円	180円
昭和60年度	6.25%	7.20%	43億円	233億円	180円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
昭和 6 1 年度	<u>6.60% (12月～)</u>	7. 0 6 %	△ 5 7 億円	1 7 5 億円	1 8 0 円
昭和 6 2 年度	6. 6 0 %	6. 5 7 %	1 6 億円	1 9 2 億円	<u>2 0 0 円 (7月～)</u>
昭和 6 3 年度	6. 6 0 %	6. 1 7 %	5 億円	1 9 7 億円	2 0 0 円
平成 元 年度	6. 6 0 %	5. 8 7 %	0 億円	1 9 7 億円	2 0 0 円
平成 2 年度	6. 6 0 %	6. 0 2 %	1 3 億円	2 1 0 億円	2 0 0 円
平成 3 年度	6. 6 0 %	6. 0 2 %	1 6 億円	2 2 6 億円	<u>2 6 0 円 (7月～)</u>
平成 4 年度	6. 6 0 %	5. 6 4 %	6 億円	2 3 3 億円	2 6 0 円
平成 5 年度	6. 6 0 %	5. 5 6 %	△ 4 億円	2 2 9 億円	2 6 0 円
平成 6 年度	6. 6 0 %	5. 0 6 %	△ 3 0 億円	1 9 9 億円	2 6 0 円
平成 7 年度	6. 6 0 %	4. 8 0 %	△ 4 4 億円	1 5 5 億円	2 6 0 円
平成 8 年度	6. 6 0 %	4. 0 6 %	△ 1 0 0 億円	5 5 億円	2 6 0 円
平成 9 年度	<u>4.50% (1月～)</u>	3. 7 7 %	6 9 億円	1 2 3 億円	<u>3 0 0 円 (1月～)</u>
平成 1 0 年度	4. 5 0 %	3. 3 5 %	9 6 億円	2 1 9 億円	3 0 0 円
平成 1 1 年度	4. 5 0 %	3. 2 2 %	6 8 億円	2 8 8 億円	3 0 0 円
平成 1 2 年度	4. 5 0 %	2. 5 4 %	3 0 億円	3 1 7 億円	3 0 0 円
平成 1 3 年度	4. 5 0 %	1. 9 8 %	△ 1 0 億円	3 0 8 億円	3 0 0 円
平成 1 4 年度	4. 5 0 %	1. 6 8 %	△ 3 2 億円	2 7 5 億円	3 0 0 円
平成 1 5 年度 前 期	4. 5 0 %	1. 3 6 %	△ 3 1 億円	2 4 4 億円	3 0 0 円
平成 1 5 年度 後 期	<u>2.70% (10月～)</u>	3. 0 5 % 3. 8 7 %	1 0 7 億円 1 0 億円	3 0 4 億円 1 3 0 億円	<u>3 1 0 円 (10月～)</u>
平成 1 6 年度	2. 7 0 %	1. 9 7 % 2. 0 0 %	1 4 2 億円 1 7 億円	4 4 6 億円 1 4 7 億円	3 1 0 円
平成 1 7 年度	2. 7 0 %	4. 3 5 % 5. 2 2 %	3 1 5 億円 1 2 億円	7 6 2 億円 1 5 9 億円	3 1 0 円
平成 1 8 年度	2. 7 0 %	2. 0 0 % 1. 9 2 %	5 9 億円 △ 1 億円	8 2 1 億円 1 5 8 億円	3 1 0 円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
平成19年度	2.70%	△0.56% △0.73%	△ 114億円 △ 10億円	706億円 148億円	310円
平成20年度	2.70%	△2.33% △3.03%	△ 356億円 △ 18億円	351億円 130億円	310円
平成21年度	2.70%	4.08% 4.18%	179億円 6億円	530億円 136億円	310円
平成22年度	2.70%	0.76% 0.62%	△ 87億円 △ 5億円	443億円 131億円	310円
平成23年度	2.70%	1.77% 1.77%	17億円 △ 1億円	460億円 131億円	310円
平成24年度	2.70%	4.15% 4.48%	223億円 8億円	683億円 138億円	310円
平成25年度	2.70%	3.31% 3.49%	186億円 5億円	868億円 144億円	310円
平成26年度	2.70%	3.89% 4.43%	219億円 8億円	1,087億円 152億円	310円
平成27年度	2.70%	1.14% 1.36%	△ 46億円 △ 2億円	1,041億円 150億円	310円
平成28年度	3.00% (4月～)	1.46% 1.04%	△ 123億円 △ 7億円	918億円 143億円	310円
平成29年度	3.00%	2.09% 2.68%	18億円 3億円	937億円 146億円	310円
平成30年度	3.00%	0.86% 0.55%	△ 93億円 △ 5億円	844億円 141億円	310円
令和元年度	3.00%	△0.32% △0.63%	△ 214億円 △ 8億円	630億円 133億円	310円
令和2年度	3.00%	3.99% 4.50%	181億円 8億円	811億円 141億円	310円
令和3年度	1.30% (10月～)	1.03% 0.94%	△ 85億円 △ 5億円	725億円 136億円	320円 (10月～)
令和4年度	1.30%	△0.35% △0.51%	△ 125億円 △ 7億円	600億円 130億円	320円
令和5年度	1.30%	3.50% 3.47%	271億円 7億円	871億円 137億円	320円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正・掛金日額の変更を行ったもの。

- ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
- ・平成15年度後期以降は、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 利 回 り 運 用 利 回 り	平 均 利 回 り 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
昭和42年度	<u>6.00% (10月～)</u>	7. 2 8 %	0 百万円	0 億円	<u>5 0 円 (10月～)</u>
昭和43年度	6. 0 0 %	7. 2 0 %	0 百万円	0 億円	5 0 円
昭和44年度	6. 0 0 %	7. 1 5 %	0 百万円	0 億円	5 0 円
昭和45年度	6. 0 0 %	7. 1 5 %	1 8 百万円	0 億円	5 0 円
昭和46年度	6. 0 0 %	7. 1 6 %	6 百万円	0 億円	<u>7 0 円 (10月～)</u>
昭和47年度	6. 0 0 %	7. 0 8 %	2 0 百万円	0 億円	7 0 円
昭和48年度	6. 0 0 %	7. 0 9 %	6 百万円	1 億円	7 0 円
昭和49年度	6. 0 0 %	7. 3 7 %	2 3 百万円	1 億円	<u>1 0 0 円 (11月～)</u>
昭和50年度	<u>6.25% (12月～)</u>	7. 6 5 %	6 6 百万円	2 億円	1 0 0 円
昭和51年度	6. 2 5 %	7. 6 7 %	1 1 6 百万円	3 億円	1 0 0 円
昭和52年度	6. 2 5 %	7. 6 7 %	4 5 百万円	4 億円	<u>1 5 0 円 (10月～)</u>
昭和53年度	6. 2 5 %	7. 4 9 %	1 3 6 百万円	5 億円	1 5 0 円
昭和54年度	6. 2 5 %	7. 3 6 %	1 4 5 百万円	6 億円	1 5 0 円
昭和55年度	6. 2 5 %	7. 2 5 %	△ 1 8 2 百万円	5 億円	<u>2 0 0 円 (12月～)</u>
昭和56年度	6. 2 5 %	7. 2 7 %	8 1 百万円	5 億円	2 0 0 円
昭和57年度	6. 2 5 %	7. 2 7 %	1 1 5 百万円	7 億円	2 0 0 円
昭和58年度	6. 2 5 %	7. 4 1 %	1 2 3 百万円	8 億円	2 0 0 円
昭和59年度	6. 2 5 %	7. 3 7 %	8 8 百万円	9 億円	2 0 0 円
昭和60年度	6. 2 5 %	7. 3 2 %	5 0 百万円	9 億円	2 0 0 円
昭和61年度	<u>6.60% (12月～)</u>	6. 9 2 %	3 3 百万円	9 億円	2 0 0 円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 利 回 り 運 用 利 回 り	平 均 利 回 り 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
昭和 6 2 年度	6. 6 0 %	6. 5 7 %	2 8 百万円	1 0 億円	<u>2 4 0 円 (7月～)</u>
昭和 6 3 年度	6. 6 0 %	6. 2 0 %	2 3 百万円	1 0 億円	2 4 0 円
平成 元 年度	6. 6 0 %	6. 0 2 %	8 百万円	1 0 億円	2 4 0 円
平成 2 年度	6. 6 0 %	6. 0 2 %	6 百万円	1 0 億円	2 4 0 円
平成 3 年度	6. 6 0 %	5. 8 0 %	2 百万円	1 0 億円	<u>3 0 0 円 (7月～)</u>
平成 4 年度	6. 6 0 %	5. 5 7 %	1 百万円	1 0 億円	3 0 0 円
平成 5 年度	6. 6 0 %	5. 4 9 %	△ 5 百万円	1 0 億円	3 0 0 円
平成 6 年度	6. 6 0 %	4. 9 4 %	△ 3 7 百万円	1 0 億円	3 0 0 円
平成 7 年度	6. 6 0 %	4. 6 3 %	△ 5 6 百万円	9 億円	3 0 0 円
平成 8 年度	6. 6 0 %	3. 6 7 %	△ 1 6 0 百万円	8 億円	3 0 0 円
平成 9 年度	<u>4.50% (7月～)</u>	3. 3 4 %	△ 1 1 0 百万円	6 億円	3 0 0 円
平成 1 0 年度	4. 5 0 %	2. 9 7 %	△ 1 2 8 百万円	5 億円	3 0 0 円
平成 1 1 年度	4. 5 0 %	2. 7 7 %	△ 1 4 1 百万円	4 億円	3 0 0 円
平成 1 2 年度	<u>2.30% (7月～)</u>	2. 6 1 %	△ 2 9 百万円	3 億円	3 0 0 円
平成 1 3 年度	2. 3 0 %	2. 3 5 %	6 百万円	4 億円	3 0 0 円
平成 1 4 年度	2. 3 0 %	2. 1 4 %	8 百万円	4 億円	3 0 0 円
平成 1 5 年度 前 期	2. 3 0 %	1. 8 6 %	3 百万円	4 億円	3 0 0 円
平成 1 5 年度 後 期	2. 3 0 %	1. 8 0 % 0. 3 7 %	7 6 百万円 2 百万円	6 億円 2 億円	3 0 0 円
平成 1 6 年度	2. 3 0 %	1. 3 0 % 0. 3 6 %	6 6 百万円 4 百万円	6 億円 2 億円	3 0 0 円
平成 1 7 年度	2. 3 0 %	3. 5 6 % 0. 4 0 %	1 8 6 百万円 △ 1 7 百万円	8 億円 2 億円	3 0 0 円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
平成18年度	2.30%	1.66% 0.56%	44百万円 △ 5百万円	9億円 2億円	300円
平成19年度	2.30%	△0.14% 1.07%	△ 39百万円 △ 2百万円	8億円 2億円	300円
平成20年度	2.30%	△1.88% 1.13%	115百万円 △ 1百万円	9億円 2億円	300円
平成21年度	2.30%	3.15% 1.14%	419百万円 1百万円	14億円 2億円	300円
平成22年度	2.30%	0.62% 1.09%	1,022百万円 23百万円	24億円 2億円	300円
平成23年度	2.30%	1.52% 1.02%	△ 35百万円 △ 0百万円	23億円 2億円	300円
平成24年度	2.30%	3.55% 0.92%	70百万円 1百万円	24億円 2億円	300円
平成25年度	2.30%	2.80% 0.72%	32百万円 0百万円	24億円 2億円	300円
平成26年度	2.30%	3.09% 0.53%	59百万円 △ 0百万円	25億円 2億円	300円
平成27年度	2.30%	0.67% 0.37%	△ 62百万円 △ 1百万円	24億円 2億円	300円
平成28年度	2.30%	1.24% 0.23%	△ 31百万円 △ 1百万円	25億円 2億円	300円
平成29年度	2.30%	2.05% 0.15%	24百万円 1百万円	25億円 2億円	300円
平成30年度	2.30%	△0.60% 0.08%	162百万円 35百万円	26億円 2億円	300円
令和元年度	2.30%	△0.53% 0.06%	△ 93百万円 △ 1百万円	25億円 2億円	300円
令和2年度	2.30%	2.59% 0.03%	5百万円 △ 1百万円	26億円 2億円	300円
令和3年度	2.30%	0.44% 0.00%	△ 57百万円 △ 1百万円	25億円 2億円	300円
令和4年度	2.30%	△0.34% 0.00%	△ 85百万円 △ 2百万円	24億円 2億円	300円
令和5年度	2.30%	2.57% 0.00%	25百万円 △ 1百万円	24億円 2億円	300円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正・掛金日額の変更を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・平成15年度後期以降については、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
昭和５６年度	<u>6.25% (1月～)</u>	7. 1 4 %	0 百万円	0 億円	<u>1 5 0 円 (1月～)</u>
昭和５７年度	6. 2 5 %	7. 4 4 %	5 百万円	0 億円	1 5 0 円
昭和５８年度	6. 2 5 %	7. 5 8 %	2 8 百万円	0 億円	1 5 0 円
昭和５９年度	6. 2 5 %	7. 5 2 %	3 1 百万円	1 億円	1 5 0 円
昭和６０年度	6. 2 5 %	7. 4 4 %	3 2 百万円	1 億円	1 5 0 円
昭和６１年度	6. 2 5 %	7. 2 0 %	1 9 百万円	1 億円	1 5 0 円
昭和６２年度	6. 2 5 %	6. 5 5 %	2 3 百万円	1 億円	<u>1 8 0 円 (7月～)</u>
昭和６３年度	6. 2 5 %	6. 2 6 %	2 3 百万円	2 億円	1 8 0 円
平成 元 年度	6. 2 5 %	6. 0 9 %	2 2 百万円	2 億円	1 8 0 円
平成 2 年度	6. 2 5 %	6. 0 3 %	2 1 百万円	2 億円	1 8 0 円
平成 3 年度	6. 2 5 %	5. 7 1 %	2 0 百万円	2 億円	<u>2 3 0 円 (7月～)</u>
平成 4 年度	6. 2 5 %	5. 4 4 %	1 1 百万円	2 億円	2 3 0 円
平成 5 年度	6. 2 5 %	5. 4 1 %	△ 2 2 百万円	2 億円	2 3 0 円
平成 6 年度	6. 2 5 %	4. 9 4 %	△ 9 1 百万円	1 億円	2 3 0 円
平成 7 年度	6. 2 5 %	4. 6 3 %	△ 1 1 7 百万円	0 億円	<u>3 0 0 円 (7月～)</u>
平成 8 年度	6. 2 5 %	3. 5 4 %	△ 3 1 2 百万円	△ 3 億円	3 0 0 円
平成 9 年度	<u>3.70% (7月～)</u>	3. 2 5 %	△ 8 2 5 百万円	△ 1 1 億円	3 0 0 円
平成 1 0 年度	3. 7 0 %	2. 9 0 %	△ 3 5 0 百万円	△ 1 5 億円	3 0 0 円
平成 1 1 年度	3. 7 0 %	2. 9 1 %	△ 4 1 3 百万円	△ 1 9 億円	3 0 0 円
平成 1 2 年度	<u>2.10% (7月～)</u>	2. 4 5 %	△ 3 5 2 百万円	△ 2 2 億円	3 0 0 円
平成 1 3 年度	2. 1 0 %	2. 3 0 %	△ 8 1 百万円	△ 2 3 億円	<u>4 5 0 円 (9月～)</u>
平成 1 4 年度	2. 1 0 %	1. 8 9 %	△ 6 6 百万円	△ 2 4 億円	4 5 0 円
平成 1 5 年度 前 期	2. 1 0 %	1. 6 8 %	9 百万円	△ 2 4 億円	4 5 0 円

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛金日額
平成15年度 後 期	<u>0.70% (10月～)</u>	1.98%	367百万円	△ 18億円	<u>460円 (10月～)</u>
平成16年度	0.70%	1.27%	121百万円	△ 16億円	460円
平成17年度	0.70%	2.07%	214百万円	△ 14億円	460円
平成18年度	0.70%	1.51%	40百万円	△ 14億円	460円
平成19年度	0.70%	0.97%	39百万円	△ 14億円	460円
平成20年度	0.70%	△0.12%	△138百万円	△ 15億円	460円
平成21年度	0.70%	2.21%	95百万円	△ 14億円	460円
平成22年度	0.70%	1.02%	△ 9百万円	△ 14億円	460円
平成23年度	0.70%	1.95%	105百万円	△ 13億円	460円
平成24年度	0.70%	2.90%	208百万円	△ 11億円	460円
平成25年度	0.70%	1.69%	93百万円	△ 10億円	460円
平成26年度	0.70%	2.69%	207百万円	△ 8億円	460円
平成27年度	<u>0.50% (10月～)</u>	2.23%	△115百万円	△ 9億円	<u>470円 (10月～)</u>
平成28年度	0.50%	2.10%	135百万円	△ 8億円	470円
平成29年度	0.50%	2.04%	204百万円	△ 6億円	470円
平成30年度	0.50%	0.71%	△ 41百万円	△ 6億円	470円
令和 元 年度	0.50%	△0.25%	△ 91百万円	△ 7億円	470円
令和 2 年度	0.50%	4.70%	517百万円	△ 2億円	470円
令和 3 年度	<u>0.10% (10月～)</u>	0.67%	△119百万円	△ 3億円	470円
令和 4 年度	0.10%	△0.66%	△180百万円	△ 5億円	470円
令和 5 年度	0.10%	4.11%	602百万円	1億円	470円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正・掛金日額の変更を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 基本ポートフォリオ一覧

令和6年7月1日現在

		自家運用 (簿価) ※1	委託運用(時価)			
			国内債券	国内株式	外国債券 ※2	外国株式
建退共 (給付経理)	資産構成割合	68.5%	22.9%	2.9%	4.3%	1.4%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
清退共 (給付経理)	資産構成割合	77.8%	16.1%	2.1%	3.0%	1.0%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
林退共 (給付経理)	資産構成割合	60.8%	28.4%	3.6%	5.4%	1.8%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
中退共 (給付経理)	資産構成割合	56.9%	31.2%	4.0%	5.9%	2.0%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%

※1 自家運用(簿価)について、建退共(給付経理)及び中退共(給付経理)では、国内債券(簿価)のほか、生命保険資産(一般勘定)、短期資産を含み、清退共(給付経理)及び林退共(給付経理)では、国内債券(簿価)のほか、短期資産を含む。

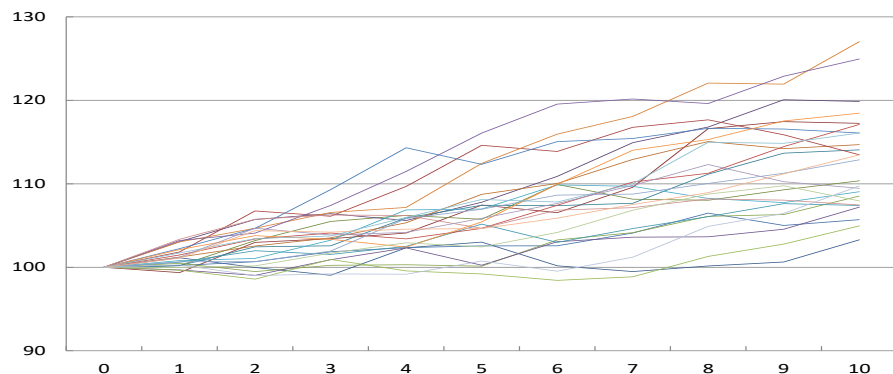
※2 外国債券について、為替ヘッジは行わない。

モンテカルロ・シミュレーションとは

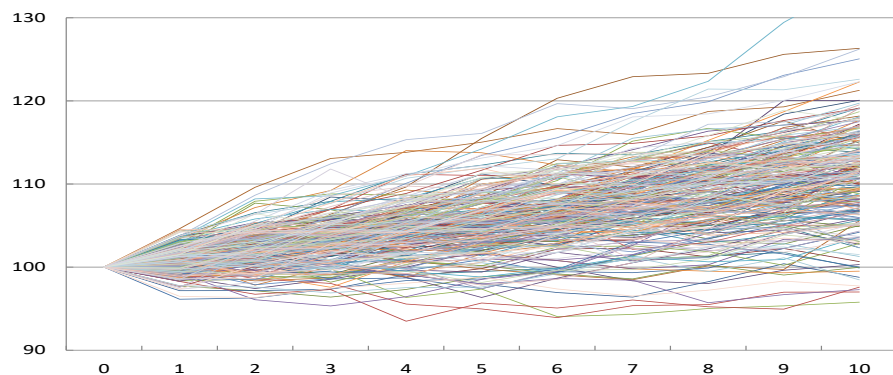
「モンテカルロ・シミュレーション」とは、多数回のシミュレーションを実施し、対応する事象がどの程度の頻度で発生するのかを予想する手法。

- 例えば、時点0において価値100の資産について、年間の期待収益率1%、リスク1.5%の正規分布に従うと仮定した方法で運用した場合の10年後の資産価値について、25回及び250回のシミュレーションを行うと、以下の図のようになる。
- また、各推計期における、推計値の分布を右端のグラフのようにパーセンタイル値で表すことにより、どの事象がどの程度の頻度で発生するのかを予想することができる（シミュレーション回数が多いほど精度が高くなる）。

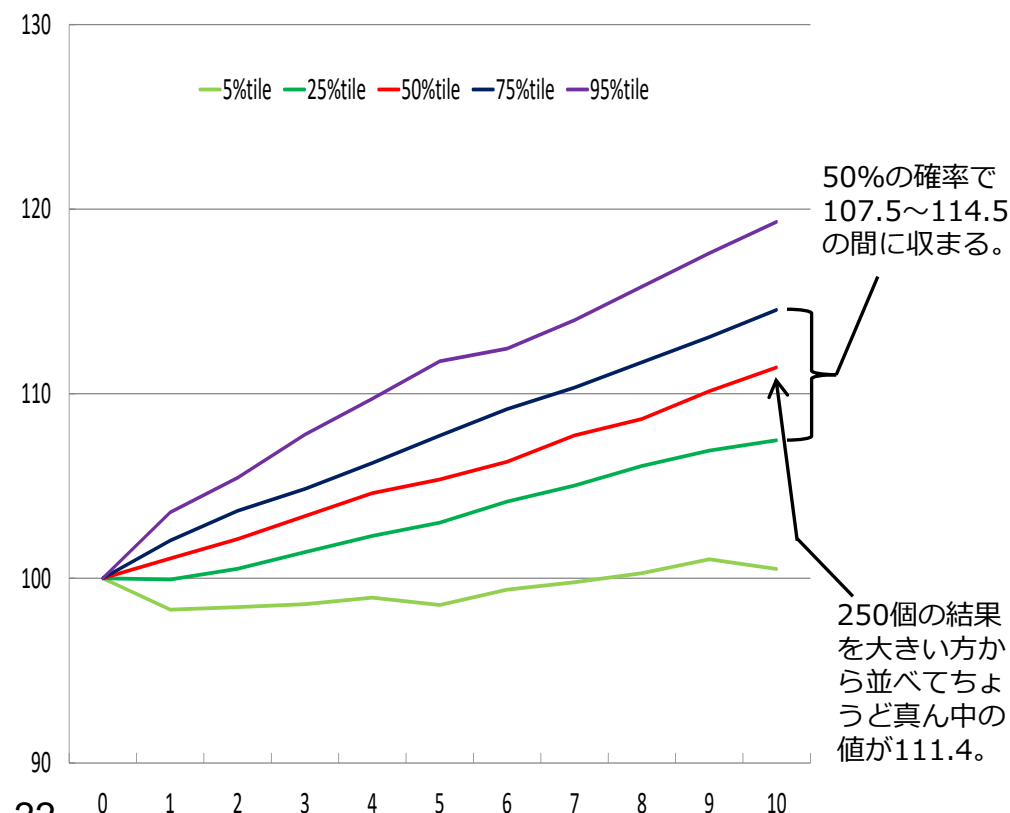
25回のシミュレーション



250回のシミュレーション



250回のシミュレーションを基に作成した資産価値の確率分布



令和2年8月26日

特定業種退職金共済制度における
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- （1） 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成26年）には約868億円あったが、令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれている。
- （2） その一方で、建設業業界では建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取組を進める中で、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要がある。
- （3） 以上の点を踏まえ、建退共制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げるのが適当である。その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を10円引き上げて320円とすることが適当である。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- (4) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

- (1) 清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共」という。）の累積剰余金は、前回の財政検証時の水準（約24億円）と比較して約25億円に増加している。今後、累積剰余金は減少していく見込みであるが、引き続き責任準備金を大きく上回ることから、制度の当面の運営に支障は生じないと考えられる。
- (2) 以上の点を踏まえ、予定運用利回り（現行2.3%）の見直しは行わないことが適当である。
- (3) なお、清退共の資産規模は小さく、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）と比べると、資産運用にかかるコストが高く、資産運用の効率性も低いという課題があるため、資産運用方法の見直しを行い、委託運用の部分について一般中退との合同運用としたことは適当である。

3. 林業退職金共済制度

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）の累積欠損金は、前回の財政検証時の水準（約10億円）と比較して約7億円まで改善した。しかし、累積欠損金解消計画（平成17年10月1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部）の解消年限である令和4年度末までには、累積欠損金は解消されない見込み。
- (2) 以上の点を踏まえ、林退共においては、以下の改善策により、できるだけ早期に累積欠損金を解消し、もって制度の安定的運営を図ることが適当である。
- ① 予定運用利回りを現行の0.5%から0.1%に引き下げること。
 - ② 独立行政法人勤労者退職金共済機構の林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、それぞれ当分の間、毎年度500万円程度削減すること。

③ 運用収入の増加を図るため、資産運用方法の見直しを行い、運用資産に占める委託運用を1億円程度増加させたこと。

(3) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

4. その他

(1) 特定業種における経営をとりまく環境の変化及び雇用のあり方の変化がみられる中で、特定業種退職金共済制度の趣旨を踏まえつつ、安定的に持続させていくために、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。

(2) なお、今後、金融情勢の急激な変化により大幅な利益又は損失が発生した場合には、必要に応じ、再度検討することが適当である。

以 上

累積欠損金解消計画(令和 2 年)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 策定の経緯

林業退職金共済事業（以下、「林退共」という。）の累積欠損金は、平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場環境の変化や予定運用利回りの引き下げの中で増減し、平成 16 年度末には 1,650 百万円となった。

累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題であることから、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という。）においては、平成 17 年 10 月に累積欠損金解消計画（以下、「旧累損解消計画」という。）を策定し、令和 4 年度で累積欠損金の解消を図ることを目指して取り組んできたが、近年、新発国債利回りの低下等により計画の進捗は遅れている（令和元年度における目標は 2.7 億円、実績は 7.0 億円、差額は 4.3 億円）。

平成 30 年 2 月に、第 4 期中期目標において、「平成 31 年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が平成 17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」の見直しを財政検証終了後 9 か月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること」とされたことから、機構では、この目標に従い策定した第 4 期中期計画等に沿って業務を実施している。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、令和元年 12 月より検討が行われた財政検証について、本年 8 月 26 日に「特定業種退職金共済制度における退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について」がとりまとめられたので、機構において、財政検証を踏まえて旧累損解消計画を見直した計画（以下、「累損解消計画(令和 2 年)」という。）を策定するものである。

2 累損解消計画(令和2年)

(1) 計画の前提

財政検証等を踏まえ、次のとおり前提を置いた。

- ① 予定運用利回りは、現行の年 0.5% から引き下げ、年 0.1% とする。ただし、システム改修や証紙交換事務等の準備により、令和 3 年 10 月からとする。
- ② 計画期間は、令和 2 年度を始期として同 30 年度までの 29 年間とする。
- ③ 掛金収入、退職金支出、責任準備金、運用利回り、累積剰余金、期末運用資産額等については、財政検証の推計値を用いた。

(2) 累積欠損金解消目標額

累損解消計画(令和2年)における累積欠損金の解消年限は、令和 30 年度末とする。累積欠損金の解消目標額については、単年度の収支はその時点の運用環境の動向等に左右されることから、単年度ごとではなく、一定の期間ごとに設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、中期計画期間ごとに定めることとし、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額は目安額とする。

各中期計画期間の累積欠損金の解消目標額および各年度の累積欠損金解消目安額は別表のとおりとする。

(3) 累積欠損金解消のための施策

① 積極的な加入促進

累損解消計画(令和2年)を達成するためには、被共済者数を維持することで掛金収入を安定的に確保し、資産運用額を増加させ累積欠損金の解消に必要な運用収入を得ることが重要課題である。また、林業従事者数や期間雇用者数が減少するなかで、被共済者数を維持するためには、林業従事者数の増加が必要である。

旧累損解消計画期間においては、経費削減に努めながら、全国一律の加入促進対策として、「広報資料等による周知広報活動」、「各種会議、研修会等における加入勧奨」、「個別事業主に対する加入勧奨」、「加入促進月間における集中的な加入促進」等を実施してきたが、累損解消計画(令和2年)期間においては、従来の取組みに加え、下記のとおり加入促進の取組みを強化し、よりきめ

細かな施策を実施する。

ア 林退共が主体となって取り組む施策

- ・林退共の都道府県ごとの加入状況をみると、地域によって林業従事者数に対する被共済者の加入状況が大きく異なっているため、各地域の林業関係者へのヒアリング等を通じて、地域の実情に応じた加入促進対策を講じる。

- ・被共済者数が一部の地域に偏在しており、全体数に対する影響が大きいことから、これらの地域に加入促進を重点的に実施する。

イ 林野庁、林業関係団体等の協力を得て取り組む施策

- ・令和元年度からは、「森林経営管理法」に基づき、地方自治体から「意欲と能力のある林業経営者」の公募が行われているが、これを活用して、公表されている林業経営者に対し、個別に、より強力に加入促進を図る。

- ・林業従事者の高齢化の現状等を踏まえ、林野庁の実施する「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」、「緑の青年就業準備給付金事業」及び「多様な担い手育成事業」を活用して、若年従事者を重点として、引き続き加入促進を図る。

- ・林野庁の「森林・林業基本計画」（平成 28 年変更）によると、再造林や、下刈等、保育を担う期間労働者への需要増が見込まれることから、こうした林業の動向を踏まえて、共済契約者に対し、被共済者となりうる人材を新たに雇用した場合等について加入漏れがないよう加入を促進する。

なお、これらの実施にあたっては、自治体独自の施策についても情報を把握し、きめ細かく加入を促進することに留意する。

②健全な資産運用

資産運用に関しては、中退法第 78 条に基づく「林業退職金共済事業資産運用の基本方針」により、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施する。

なお、令和 2 年 4 月から、更なる運用収入確保のため、合同運用金額を 1 億円追加している。また、合同運用については、平成 30 年度から令和元年度にかけてマネージャーストラクチャーを大幅に見直し、より適正な運用が期待できることとなったところである。

③業務費用の削減

厳しい財政状況に鑑み、更なる経費削減が必要であるとの認識のもと、業務経理への繰入額を 1,000 万円(本部経費、支部経費各 500 万円)程度削減する。

(4)その他

累損解消計画(令和2年)を着実に実行するため、厚生労働省、林野庁、林業関係団体等に対し、定期的に計画の進捗状況について報告するとともに、意見聴取等を行い、適正な運営に努める。

また、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ必要な見直しを行う。

別表 中期計画期間ごとの累積欠損金解消目標額

(単位:百万円)

第4期中期計画期間					
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
累積欠損金解消目安額	△41	△91	4	△63	39
累積剰余金(欠損金)	△613	△704	△700	△762	△723
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	—	—	△19		
(参考) 責任準備金	15,674	15,740	16,014	16,256	16,473
期末資産運用残高	15,064	15,067	15,325	15,503	15,760

第5期中期計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
累積欠損金解消目安額	36	33	29	26	27
累積剰余金(欠損金)	△688	△654	△625	△599	△572
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	151				
(参考) 責任準備金	16,697	16,928	17,163	17,400	17,641
期末資産運用残高	16,020	16,284	16,547	16,811	17,078

第6期中期計画期間					
	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
累積欠損金解消目安額	27	22	16	18	19
累積剰余金(欠損金)	△545	△523	△507	△489	△471
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	101				
(参考) 責任準備金	17,883	18,126	18,369	18,612	18,855
期末資産運用残高	17,348	17,612	17,871	18,131	18,394

第 7 期中期計画期間					
	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度
累積欠損金解消目安額	20	21	23	24	25
累積剰余金(欠損金)	△450	△429	△406	△383	△357
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	113				
(参考) 責任準備金	19,099	19,342	19,586	19,831	20,075
期末資産運用残高	18,657	18,922	19,189	19,457	19,727

第 8 期中期計画期間					
	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度	令和 23 年度	令和 24 年度
累積欠損金解消目安額	27	28	29	31	32
累積剰余金(欠損金)	△331	△303	△274	△243	△211
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	146				
(参考) 責任準備金	20,320	20,565	20,810	21,056	21,302
期末資産運用残高	19,998	20,271	20,546	20,822	21,100

第 9 期中期計画期間					
	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度	令和 29 年度
累積欠損金解消目標額	33	35	36	37	39
累積剰余金(欠損金)	△178	△143	△107	△69	△31
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	180				
(参考) 責任準備金	21,548	21,794	22,040	22,287	22,534
期末資産運用残高	21,379	21,660	21,943	22,227	22,513

第 10 期中期計画期間					
	令和 30 年度				
累積欠損金解消目標額	31				
累積剰余金(欠損金)	0				
中期計画期間 累積欠損金解消目標額	31				
(参考) 責任準備金	22,781				
期末資産運用残高	22,802				

※本表は、財政検証の推計値を用いて作成した。

【参照条文】

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）

（退職金）

第四十三条 （略）

2～4 （略）

- 5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

（掛金）

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

4・5 （略）

（運営委員会の設置及び権限）

第六十七条 機構に、退職金共済業務のうち特定業種ごとに行われるもの（以下「特定業種退職金共済業務」という。）の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

- 2 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一 特定業種退職金共済規程の変更

二 業務方法書の変更

三 通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）

- 3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の退職金共済業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（資産運用委員会の設置及び権限）

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

- 2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

- 3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

- 4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(特定業種退職金共済規程)

第七十一条 機構は、特定業種退職金共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 運営委員会に関する事項
 - 二 特定業種退職金共済契約に係る掛金に関する事項
- 2 特定業種退職金共済規程の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(区分経理)

第七十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに（第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに）経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 一般の中小企業退職金共済業務（退職金共済業務のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。）及びこれに附帯する業務
 - 二 特定業種退職金共済業務及びこれに附帯する業務
 - 三 第七十条第二項に規定する業務
- 2 機構は、第四十六条第一項又は第五十五条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 (略)

2～4 (略)

- 5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。

3 (略)

(掛金及び退職金等の額の検討)

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（抄）

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十二条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。次条及び第十五条において同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、前条の例による。）をいう。以下同じ。）に応じ別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

二 二十四月以上四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

三 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ指定表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

2 前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）（抄）

（合同運用に係る業務上の余裕金の管理）

第十七条の二 機構は、法第七十七条第五項の規定により、退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあっては、当該業務上の余裕金のうち、各業務に係る勘定より合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理するものとする。

（余裕金の運用の基本方針）

第十八条 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務上の余裕金の運用の目標に関する事項
 - 二 業務上の余裕金の運用に係る資産の構成に関する事項
 - 三 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）等（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項
 - 四 運用受託機関の業務（以下この項において「運用業務」という。）に関する報告の内容及び方法に関する事項
 - 五 運用受託機関の評価に関する事項
 - 六 運用業務に関し遵守すべき事項
 - 七 法第七十七条第五項に規定する運用の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、運用業務に関し必要な事項
- 2 機構は、法第七十八条第三項の規定により運用受託機関に対して前項第二号、第四号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。